


自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則 歩道は例外*



●自転車は『(軽)車両』です。車道を通行しましょう。

※  自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道は、自転車で通行することができます。

2 車道は左側を通行



●車道の左端を通行し、右後ろからくる車にも注意しましょう。

3 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行



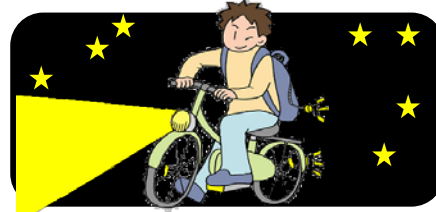
●歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



○夜間はライトを点灯



●ライトのほか、自転車の側面に反射材をつけましょう。

○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



●交差点では必ず一時停止をし、車両の有無や動きをしっかりと確認しましょう。

5 子どもはヘルメットを 着用



●子どもが自転車に乗るときや、子どもを補助いす等に同乗させるときは、安全確保のために保護者が積極的にヘルメットを着用させましょう。